

## 【下水道へ排出する下水の水質基準】

下水道へ流す排水については、下水道施設の機能保全と公共用水域の水質保全の目的から「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」により水質基準が設定され、水質規制が行われています。水質規制物質・項目が下水道へ与える影響については、次のとおりです。

水質規制物質・項目	下水道へ与える影響
温度	下水管内の作業を妨げます。
水素イオン濃度（pH）	強酸、強アルカリの排水は下水道施設を損傷させます。 他の排水と混合すると有毒ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量（BOD）	高濃度になると水処理センターの処理機能が低下します。
浮遊物質（SS）	下水管内の清掃回数を増加させます。 下水管を詰まらせます。
沃素消費量	下水道施設を損傷させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	下水管を詰まらせます。火災の危険もあります。
フェノール類、ふっ素	水処理センターにおける生物処理の機能を低下させます。
銅・亜鉛・クロム等重金属 シアン・砒素・PCB等有害物質	水処理センターにおける生物処理の機能を低下させます。 水処理センター等で発生した汚泥の処理、処分を困難にします。
トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・四塩化炭素・ベンゼン等有機溶剤類 チウラム・シマジン等農薬類	下水管内の作業を危険にします。 水処理センターにおける生物処理の機能を低下させます。

下水道に排出する下水の水質基準には“直罰基準”と“除害施設設置基準”があります。

### ◇ 直罰基準

特定事業場に適用される水質基準です。違反すると直ちに罰則の対象となり、除害施設設置基準に優先して適用されます。（下水道法第12条の2、名古屋市下水道条例第5条）

### ◇ 除害施設設置基準

すべての工場・事業場に適用される水質基準です。下水道へ汚水を流すときには除害施設（排水処理施設）を設置するなどして、この基準以下にしなければなりません。この基準を超えた場合は、監督処分の対象となります。（下水道法第12条、第12条の11、名古屋市下水道条例第4条及び第6条）

水質基準は次の表の通りですが、一部例外もありますので、詳しくは水質管理課までお問い合わせください。

# 水質基準

対象		特定施設のある事業場				特定施設のない事業場						
排水量(m <sup>3</sup> /日)		50 未満	50 以上 1,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上	50 未満	50 以上 1,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	3,000 以上			
環境項目等	温度	—	45℃以下	45℃以下 (40℃以下)		—	45℃以下	45℃以下 (40℃以下)				
	水素イオン濃度 (pH)	5 以上	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)		5 以上	5 以上 9 以下	5 以上 9 以下 (5.7 以上 8.7 以下)				
	生物化学的酸素 要求量(BOD)	—	600 以下	2,000 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)	—	600 以下	2,000 以下	600 以下 (300 以下)		
	浮遊物質(SS)	—	600 以下	1,400 以下	600 以下	600 以下 (300 以下)	—	600 以下	1,400 以下	600 以下 (300 以下)		
	沃素消費量	—	220 以下				—	220 以下				
	ノルマルヘキ サン抽出物 質含有量	鉱油類	50 以下	5 以下				50 以下	5 以下			
		動植物 油脂類	50 以下	30 以下				50 以下	30 以下			
	※ 銅	3 以下	3 以下				3 以下					
	※ 亜鉛	2 以下	2 以下				2 以下					
	※ クロム	2 以下	2 以下				2 以下					
	※ フェノール類	—	5 以下				—	5 以下				
	※ 鉄(溶解性)	—	10 以下				—	10 以下				
	※ マンガン(溶解性)	—	10 以下				—	10 以下				
有害物質	カドミウム	0.03 以下				0.03 以下						
	シアン	1 以下				1 以下						
	有機燐	1 以下				1 以下						
	鉛	0.1 以下				0.1 以下						
	六価クロム	0.5 以下				0.5 以下						
	砒素	0.1 以下				0.1 以下						
	水銀	0.005 以下				0.005 以下						
	アルキル水銀	検出されないこと				検出されないこと						
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下				0.003 以下						
	トリクロエチレン	0.1 以下				0.1 以下						
	テトラクロエチレン	0.1 以下				0.1 以下						
	ジクロロメタン	0.2 以下				0.2 以下						
	四塩化炭素	0.02 以下				0.02 以下						
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下				0.04 以下						
	1,1-ジクロロエチレン	1 以下				1 以下						
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下				0.4 以下						
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下				3 以下						
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下				0.06 以下						
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下				0.02 以下						
	チウラム	0.06 以下				0.06 以下						
	シマジン	0.03 以下				0.03 以下						
	チオベンカルブ	0.2 以下				0.2 以下						
	ベンゼン	0.1 以下				0.1 以下						
	セレン	0.1 以下				0.1 以下						
	ほう素	10 以下				10 以下						
	ふっ素	8 以下				8 以下						
1,4-ジオキサン	0.5 以下				0.5 以下							
ダイオキシン類	10 以下				10 以下							

- 備考 1. 単位：水素イオン濃度は水素指数、ダイオキシン類はp g-TEQ/L、その他(温度を除く)はmg/Lです。
2. [ ] の網掛けは、直罰の水質基準(直罰基準)です。網掛け以外は、除害施設等が必要な水質基準(除害施設設置基準)です。
3. ※印の水質について、新たに工場・事業場を設置する場合は直罰基準の適用範囲が20m<sup>3</sup>/日以上になります。
4. ( ) 内の基準は、製造業又はガス供給業の用に供する施設から排出される下水についてのみ適用されます。
5. 排水量が50以上1000m<sup>3</sup>/日未満の事業場等のうち、汚水の成分が天然の有機物であり、水処理センターで処理できる排水の場合には、BOD2000mg/L、SS1400mg/Lまで、除害施設設置基準を緩めることができます。(排出承認)
6. ふっ素、ほう素、亜鉛、カドミウムについては、暫定基準が別に定められています。
7. ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を設置する事業場に対して直罰基準が適用されます。また、それ以外の事業場に対しては、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り除害施設設置基準が適用されます。